

【秦野市からのお願い】

在宅医療・介護サービスを利用する皆様へ

STOP!

在宅医療・介護職員に対する

暴力・ ハラスメント



ハラスメント行為は在宅医療・介護職員の心身を傷つける行為です。

暴力・ハラスメントが発生すると、皆さまへの質の高いサービス提供ができなくなるだけでなく、サービスの継続そのものが難しくなります。

秦野市は、在宅医療・介護関係者との連携体制の元、良質かつ安定的な介護サービスの提供体制の構築に努めるとともに、サービスを必要とする方が必要なサービスを利用できるようにする観点から、在宅医療・介護現場におけるハラスメントの問題に対応してまいります。

住み慣れた地域で安心して、サービスを利用しながら、暮らしていただくために、暴力・ハラスメント防止に、ご理解とご協力をお願いします。

どのような行為が **暴力・ハラスメント** に当たるかは裏面を確認！

ハラスメント行為を繰り返すと
 「介護サービスを使えなくなる」場合があります。
 (対面だけでなく、電話口においてもハラスメントに該当します。)

これらは **暴力・ハラスメント** です

身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす、
 またはその恐れのある行為

- ◎ものを投げる
- ◎たたく、ける
- ◎ひっかく、つねる
- ◎つばを吐く
- ◎刃物を向ける
- ◎など



精神的暴力

個人の尊厳や人格を、言葉や態度によって傷つける、また、その恐れがある行為 (対面だけでなく、電話口においても)

- ◎特定の職員に嫌がらせする
- ◎過剰なサービスを要求・強要する
- ◎業務外の理不尽なサービスを要求・強要する
- ◎大声を出す・怒鳴る、威圧的な態度をとる
 (飲酒した状態での行為を含む)



セクシャルハラスメント (セクハラ)

性的な嫌がらせ

- ◎必要もなく体に触る
- ◎性的な話をする
- ◎ひわいな言動を繰り返す
- ◎好意的態度を要求する



カスタマーハラスメント (カスハラ)

不当な要求で業務を妨害する行為

- ◎土下座を要求する
- ◎業務を妨害するほど長時間の電話をする
- ◎拘束的な行動をとる (居座り、監禁など)
- ◎執拗な言動を繰り返す



高齢化の進行に伴い、ますます医療や介護のニーズが高まる中、今後も在宅医療・介護サービスを継続して提供していくためには、在宅医療・介護職員が、安心・安全に働くことのできる環境づくりが重要となります。

お互いに信頼関係を築き、在宅医療・介護サービスの円滑な継続利用につなげましょう。